

令和元年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和元年12月18日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
 - 議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
 - 議案第80号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について
 - 議案第81号 高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - 議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について
 - 議案第83号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
 - 議案第84号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
 - 議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - 議案第87号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
 - 議案第88号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について

（日程追加）

- 決議案第2号 議案第89号「高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」に対する附帯決議
- 議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- 議案第91号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- 議案第92号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 議案第93号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 議案第94号 令和元年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- 議案第95号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）
- 陳情第14号 国に対して「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実

現を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情第15号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

陳情第16号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情

陳情第17号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情

陳情第18号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情

陳情第19号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

陳情第20号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情

陳情第21号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情

日程第2 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	神谷 利盛
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡 初浩														
副	市	長	神谷 坂敏													
教	育	長	都築 公人													
企	画	部	長	深谷 直弘												
総	合	政	策	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	榎	原	雅	彦	
秘	書	人	事	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	杉	浦	崇	臣	
I	C	T	推	進	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	山	下	浩	二
総	務	部	長	内	田	徹										

行政グループリーダー	中 川 幸 紀
行政グループ主幹	久 世 直 子
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
財務グループ主幹	清 水 健
市 民 部 長	中 村 孝 徳
市民窓口グループリーダー	内 藤 克 己
経済環境グループリーダー	板 倉 宏 幸
経済環境グループ主幹	都 筑 達 明
税務グループリーダー	亀 井 勝 彦
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	加 藤 直
地域福祉グループ主幹	唐 島 啓 一
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	磯 村 和 志
こども未来部長	木 村 忠 好
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
土木グループリーダー	杉 浦 睦 彦
都市計画グループリーダー	田 中 秀 彦
防災防犯グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	清 水 洋 己
会 計 管 理 者	三 井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	鈴 木 剛
監査委員事務局長	山 本 時 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 岡 英 城
主 査	加 藤 定
主 査	神 谷 直 子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事進行に御協力賜りますよう、よろしく願いをいたします。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柴田耕一議員。

〔総務建設委員長 柴田耕一 登壇〕

○総務建設委員長（柴田耕一） 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、令和元年12月定例会総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月10日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案12件、陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、委員より、行政財産の目的外使用の建物で自動販売機等の設置で3,350円が3,500円に改正となっているが、市内に対象となる自販機が何台あって、管理業者は何社か、また、地域貢献型自販機の設置台数と管理グループはどの問いに、目的外使用料として徴収している自販機は18台、申請・許可した管理業者は5社で、18台のうち7台が地域貢献型自販機で、管理グループの内訳としては、総合政策グループで2台、地域福祉グループで1台、こども育成グループで1台、文化スポーツグループで3台との答弁。

他の委員より、さきの総括質疑で施設別行政コスト計算書の作成、活用も検討したが、課題があったとの答弁があったが、どのような検討をして今回の提案となったかとの問いに、検討事項としては、使用料の算定原価の明瞭性、受益者負担割合の公平性等さまざまな検討を行いました。が、一長一短があり、これといった絶対的な基準はなかなか見出せなく、しかし、約20年間改正

が行われていないこともあり、現行の使用料をベースに、その間の物価変動、最低賃金の上昇分を反映させて行うのがより客観的だろうというところに落ち着いて、今回の提案に至ったとの答弁。

同委員より、今後の見直しサイクルと近隣市の状況、周知の方法はとの問いに、碧南市は原則5年ごと、刈谷市、安城市は約4年ごとと聞いている。本市においても原則4年ごととしていきたいと考えているが、今後の物価変動や類似施設との均衡、業務の平準化等を考慮し検討していきたい。周知方法はホームページ掲載、広報、各施設への掲示等を行うとの答弁。

他の委員より、市内利用者と市外利用者の差についての考えはとの問いに、利用申請書の申請者名で判断し、衣浦東部広域行政圏の構成市である碧南市、刈谷市、安城市、知立市は、施設の相互利用を行っており、市内利用者と同一の扱いとしている。今後、この5市以外の利用者の利用状況の分析を行い、料金に差を設ける必要性、窓口での判断業務の公平性等を調査研究し、対応していきたいとの答弁。

同委員より、グラウンド、公共施設等を営利目的に使った場合の公平性、不公平性についての問いに、営利目的ということが判断しやすいケースとして、チケットの販売、入場料徴収等の場合があるが、利用申請書の使用目的、申請者名が法人、個人なのか等の記載事項等でどこまでを営利とみなすのか、受付窓口での判断が必要となる。そうしたことから、窓口業務での混乱を来さないように、営利、非営利の判断の公平性が担保できるよう、調査研究を行い、結果を踏まえ対応していきたいとの答弁。

他の委員より、改正前、各小学校の欄に開放事業という文言があったが、改正後、載っていないことについての問いに、各学校施設の目的外使用の欄については、従来は目的外使用と開放事業と二本立てで料金を設定していたが、これまでの学校施設の目的外利用の利用実績を見ますと、スポーツや社会教育といった開放事業がほとんどであり、今回の機会を捉え、利用のない学校開放以外の利用を学校開放事業として一本化し、運用していくとの答弁。

他の委員より、スポーツ少年団等の利用について、減免等の考えはとの問いに、施設使用料については補助金を交付しているので、補助金の中で検討したいとの答弁。

次に、議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第80号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について、議案第81号 高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について、議案第83号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、委員より質疑はありませんでした。

議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、委員より、債務負担行為補正で、公金支出差止請求訴訟等委託料の限度額について書いていないが、具体的な数字はと

の問いに、今回の補正、2款1項2目13節委託料295万7,000円は、今年度に見込まれる控訴審の費用、債務負担行為限度額については、訴訟が単年度に終わらずに複数年にわたる場合が考えられるため、具体的な金額が書けないので、地方自治法の施行令か規則に準じ、文字で表記しているとの答弁。

同委員より、今回の文書管理業務委託料について、いつからいつまでの期間かとの問いに、令和元年度分で第一審の報酬分と、控訴の場合の日当、着手金などの実費等との答弁。

議案第91号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、議案第93号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議案第94号 令和元年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、議案第95号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）について、委員より質疑はありませんでした。

陳情第15号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、福祉医療制度は、限られた財源の中で持続可能な制度として現行制度の維持、継続が課題であり、これ以上の拡大については慎重であるべきとの考えから、この陳情には反対。

他の委員より、財源が厳しい中、あれもこれもとといった要望は無理との考えから、この陳情には反対。

他の委員より、税の公平性の原則から、税の徴収対応はするべきとの考えから、この陳情には反対。

次に、採決結果を申し上げます。

議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第90号、議案第91号、議案第93号、議案第94号、議案第95号は、いずれも挙手全員により原案可決。

陳情第15号は、挙手なしにより不採択。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんをいただきたいと思っております。

〔総務建設委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので次に移りますが、その前に一点おわびをを申し上げます。

本日配付しております日程表でございますけれども、陳情第15号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情の部分が欠落をしております。早急に差しかえますので、今しばらく、差しかえまでお待ちください。

議事は続けて進行しますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に、福祉文教委員長、神谷直子議員。

〔福祉文教委員長 神谷直子 登壇〕

○福祉文教委員長（神谷直子） おはようございます。

去る12月11日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託されました議案8件、陳情7件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第84号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、委員より、会計年度任用職員の給料月額を改定する。また、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例となっているが、これまで期末手当はなかったのをつけるようにすることで、給料月額を減らすのではないかと問題になっているが、いかがかの問いに、会計年度任用職員の給料表を上げることで、これは基本増額の改定になっており、任期付職員は給料表が増額となり、それと期末手当、さきの9月議会で可決したが、期末手当の支給は決まっており、支給率がアップするものとの答弁。

議案第87号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第88号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、これまで市内外の人とあったが、市内の人と改定してある。実績はどうかとの問いに、老人憩の家は集会室を有料で利用できます。市外の利用実績は平成18年度以降はない。なお、現在の利用状況は、上半期の実績で市内9カ所ある老人憩の家利用者数は延べ1万329名で、一日当たり1施設の利用者数は8.12人ですとの答弁。

議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、委員より、時系列は昨年9月定例会で大山会館の設置及び管理に関する条例の制定の審議で、公民館機能は地域交流施設に移転するとのこと。また、春日町町内会との協議がまとまるまでの当分の間は、そのまま存置であった。この4月、高小に地域交流施設の一部が供用開始され、大山公民館の機能は移転をした。最終的に大山会館を公共施設から外すが、その間、春日町町内会との協議をしてきたという話だが、それはいつから協議をしてきたのか。また、春日町が集会所として運用していきたいとの方向性がほぼまとまったというのは、それで間違いはないですかとの問いに、平成29年度から協議を行っており、そのとおりであるとの答弁。

委員より、公共施設総合管理計画で、当時大山公民館、今の大山会館に関して、軀体的に大丈夫という話だが、受け手がなかった場合は完全に公共施設から外して、最終的には取り壊しとい

う方向は間違いないかとの問いに、そのとおりとの答弁。

委員より、まずは公共施設から離して、春日町との協議に上げていくことが一番やるべきことかと思うが、その意味で今回の12月定例会の上程でこの見解は間違いないかとの問いに、そのとおりとの答弁。

委員より、大山公民館のここ3年間の会館利用者数はとの問いに、3年間の利用人数は平成29年度は延べ1万8,788人、平成30年度が1万9,011人、今年度は11月までの人数で1万3,863人との答弁。

委員より、大山会館は市民が利用できる施設だが、月1回以上の定期利用者には市から説明がされていない。なぜ広報やホームページを通じて全市民に伝えることをしなかったのか、また理由はとの問いに、今回、この議案が可決であれば広報やホームページ等で周知は行っていく考え。月1回以上の方を対象に説明会を開催した理由は、平成30年度の実績でいくと、延べの利用者件数というのが1,358件。そのうち、月1回以上の利用が93%で一番影響が大きいので、この方たちに説明することが大切であると考え、説明会をしたとの答弁。

委員より、大山会館を利用していた方が他の施設に移動するので、移動先も困ると思う。そういう意味で全市民に伝えるべきだったと思うが、どのように考えているのかとの問いに、一番影響が大きい方を対象として説明をした。当然いろいろな方から問い合わせがあれば対応していく。また、閉館が正式に決まれば広報等で周知を考えているとの答弁。

委員より、春日町町内会とはどのような話し合いがされてきたのか。春日町町内会が管理する場合の条件を書面で提示しているのか。また、今後の予定はとの問いに、春日町とは市としての公共施設の考え方、将来、大山公民館、大山会館を保有しないという大前提をお話し、公民館の利用の状況、運営経費の状況等々を示して、もし町内会が活用するのであれば、どのような活用方法ができるのか、課題は何かと協議を重ねてきた。管理をする条件は、具体的に煮詰まってくれば契約書なり結んでいくことになる。町内会の意向は議会で議決をされていないので勝手に行動できない。今後、この議案が可決になれば、町内会でも理事会や総会等で諮り手続をするので、その後、また書面の締結が必要であれば取り交わしをしていくとの答弁。

委員より、春日町町内会は地縁団体として認可されているかとの問いに、認可地縁法人ではないとの答弁。地縁団体の許可を持たない町内会と使用賃借契約を結ぶことは問題だと思うが、市の考え方はとの問いに、認可地縁法人は建物や土地を所有する、財産を所有することが前提の制度で、今回の事案として法人格を取得することができないとの答弁。

委員より、賃借にしても地縁団体の登録が必要と考えるが、市は登録は必要ないということかとの問いに、検討したが、制度としてできないとの答弁。

委員より、契約を市と結ぶので、仮契約という形で議会に提示し、議案が可決したら本契約に移るやり方が望ましいと思うがいかがかとの問いに、町内会として議案が可決したら、正式に理

事会や総会等の場に諮っていくので理解をしてほしいとの答弁。

委員より、大山公民館は当面の間が1年になり、びっくりされる人もいると思うがとの問いに、以前は町内会の協議、相手方があり、一、二年と答えたが、協議の方向性をまとめることができたと考えているとの答弁。

委員より、地域とか関係団体とはおおよそ合意形成されているという理解でよいかとの問いに、協議の中で町内会の会長を初め、役員、役員のおOB、土地の所有者である氏子会、館長、それ以外にも昨年度の公民館運営委員会の中で、高浜小学校区で構成される団体の皆様に説明をしているので御理解されていると認識しているとの答弁でした。

議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）。

委員より、補正予算書の59ページ、3款2項2目の保育サービス費の保育園管理運営事業の認定こども園の補助金について、主要新規事業でもある公立の高浜幼稚園を認定こども園化して民営化に充てるための補助金、この成果として待機児童対策と柔軟に対応できる環境整備とあるが、実現した場合の具体的な数字はとの問いに、目指す成果は、まず待機児童対策。今回、開園すると1歳児が10人、2歳児が18人という定員になり、ニーズに対応できる枠が広がり、待機児童対策に寄与する。柔軟に対応できる環境の整備や幼保連携認定こども園となり、保育機能、幼稚園機能、両方を持ち合わせる。保護者の就労状況にかかわらず、機能変更での対応により同じ園に通い続けられる。また、保育時間が最大朝7時から夜7時までとなり、保護者の就労時間に柔軟に対応できる環境が整えられるとの答弁。

委員より、3歳以上の園児が通園する幼稚園も移管だが、費用面では民営化になり、どのように変化があるのかとの問いに、これまでの幼稚園は、運営費は全て市が負担だが、今回の民営化により運営費の一部を国や県が負担する形になり、保育サービスの向上だけでなく、費用面でも大きなメリットがあるとの答弁。

委員より、職員は今後どうなるのか、予定が決まっているのか、保護者の送迎の駐車場をどのように考えているのかとの問いに、正規職員は、来年度以降は基本的には公立が運営する別の施設で勤務という形。臨時職員は移管法人が職員を募集する中で、今現在8人臨時職員がいるが、勤務すると聞いている。また、広く職員募集をかけており、高浜市の公立で働いている臨時職員の中でも、4人ほどそちらに行くということを聞いている。送迎は最終的には高浜小学校の駐車場を使用して送迎することができるが、できるまでの間は、例えば現状の体育館下のスペースの活用で、暫定的な対応をしていくことになるとの答弁。

駐車場の話、高浜小学校の駐車場を利用という話だが、たかびあの駐車場の中に含まれるのか。小学校の職員もその駐車場を使うのかとの問いに、駐車場の使い方は、こども園を利用される保護者の送迎は一時的な話になるので、ある場所をうまく活用していく。また、小学校の教職員もその駐車場を使うという答弁。

委員より、55ページの3款1項7目介護保険施設整備事業の中で、手数料、不動産鑑定手数料46万5,000円。これは「あ・うん」の土地を購入するためだが、今まで幾らで借りていたのか、また、地主から買ってほしいという話があったのかとの問いに、今現在、市では借りておらず、社会福祉協議会で借りている。現在の賃借料は月額13万2,000円、年額に直すと158万4,000円。買い取り希望は地主からの要望との答弁。

委員より、55ページの3款1項3目障害者自立支援給付事業、この障害児給付費、これの増額の内訳はとの問いに、障がい者数の増加と、自立に向け就労ニーズが高まっており、就労移行、就労継続B型のサービス利用が増加している現状。障害福祉サービス等給付費が当初見込みの5億7,861万6,000円から6億27万7,000円と見込まれるので、2,166万1,000円を増額。また、その下の障害児給付費、こちらも4月から新1年生の放課後等デイサービスの利用者が増加したこと及び児童発達支援サービスも利用者が増加している。こうした要因で当初見込みの1億514万6,000円から1億2,946万2,000円と見込まれ、2,431万6,000円を増額するものとの答弁。

委員より、今、放課後デイの児童、何人利用されているのか、事業所は何箇所あるのか、市外、市内どれぐらい行っているのかとの問いに、放課後デイの利用者数は、令和元年度の利用者が100名、放課後等デイサービスの事業所は市内に6カ所、割合は市内事業所利用者が46%、市外事業所利用者が38%、あと市内と市外を併用が16%の答弁。

議案第92号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）。

質疑ありませんでした。

陳情第14号 国に対して「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」の提出を求める陳情。

反対意見。この制度は始まったばかりで、事業者と利用者の意見を聞くときだ。給食費を含めると莫大な金額になり、財政的にも厳しいと思う。令和元年10月より幼児教育の無償化が始まりました。3歳児以上では主食材及び副食材の給食費、給食食材費が実費徴収。給食食材費は実費徴収ではなく無償化の対象にすることとあるが、今回の無償化の制度は消費税増税分を財源として、子育て家庭の負担を十分に軽減する制度となっている。低所得者世帯においては副食代を免除する配慮もある。国において保育の質を確保しつつ、国と地方で適切な役割分担を基本とし、自治体の財政負担軽減に十分な配慮をしていると考える。

賛成意見。保育の質の確保、子供の権利保障の観点から懸念されるのは今回の無償化の問題。公立施設には無償化に対する国による財政上の補填がなく、財政力の乏しい自治体では公立施設の維持が難しくなる。体と心の発達に必要な不可欠な、大切な給食を保育に必要な費用から除外することは、財政的担保をなくして施設任せにすることで問題だ。待機児童解消については、保育所整備費交付金の増額や支援の拡充、必要な財政措置を行うなど、保育士職員と基準の改善や処遇の改善などに賛成。

陳情第16号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情。

反対。児童の居場所づくりや子供食堂など、既に取り組まれているものが多い。小・中学校の給食費の無償とか、かなりの財源が必要となり、厳しいと思う。安心できる介護保障についてとあるが、介護保険料、利用料、第7期の介護保険料については基金の取り崩しを組み込んで算定しており、所得段階は県内トップの17段階、また低所得段階の倍率も国の基準以下に設定されているので、低所得者への対応もしっかりされていると考える。国においては現状、限りある財源の中で介護、福祉などの社会保障について、責任ある制度設計、施策を実施していると考え。

賛成意見。安心できる介護保障について、介護保険料や利用料の減免制度を実施し、介護職員の処遇改善とか、利用者にとって危険を招きかねない一人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正して、要介護者の全ての人に障害者控除対象者認定書を送付してなど、安心して暮らせる場としての小規模多機能の入所施設、休日にも対応できる通所施設を設置してなど、必要な項目が要望されている。40歳以上の特定疾患とか65歳以上の障がい者について、一律に介護保険制度を優先することなく、介護保険が優先されているが、本人意向に基づいて障害者福祉サービスが利用できるようにしてという要望も出ている。また、子供の面ではおたふく風邪やロタウイルス、子供や障がい者のインフルエンザワクチンなど、任意予防接種に助成制度をと出ている。どれも賛成。

陳情第17号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情。

反対。いろいろ書いてあるが、意見書を見ると必要な人員確保というものを国の責任で実行されることを強く求めますとある。その後、また、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料は一部負担金の負担軽減が必要ということで、陳情項目3つの中にも負担軽減を図るというふうに書いてある。こちら、第2項目と第3の項目と非常に矛盾をしていると感じる。夜勤改善、介護職員の大幅増員とありますが、やはり大幅増員しますと財源が厳しいと思う。厚生労働省においては検討会等で医師、看護師等の勤務環境改善策を議論検討に加え、令和2年度概算要求においても、医師、医療従事者の働き方改革の推進についてということで、約76億円要求しており、着実に労働環境等の改善を目指している。

賛成。看護師の夜勤内実態調査では、2交代勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合が4割を超えている。勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が約5割。慢性疲労を抱えている看護師は7割を超えており、4人に3人の看護師が仕事をやめたいと考えながら働いている。慢性的な人手不足で、介護現場では長時間夜勤の割合は9割に及んでいる。そこで、夜勤交代労働における労働環境を改善してなどという安心の医療・介護の実現のため、大幅増員を求める陳情に賛成。

陳情第18号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情。

反対。介護職員の人材不足というのは深刻な状況で、陳情項目を見ると、利用者3人に対して1人というのを、利用者2人に対して1人に変えると書いてある。これをすると、現状を鑑みて介護施設等の維持が非常に難しくなると考える。今でさえ大変な状況であるのに、これ以上の介護報酬を大幅に引き上げるといっては大変厳しい。介護人材の慢性的な人材不足の中、国においては人員配置基準の緩和等について、さまざまな議論、検討、検証が行われている。

賛成意見。この介護施設の人員配置の問題ですが、特別養護老人ホームなどの人員配置基準を決めた条例を改正し、人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げるといふことと出ている。現在では3人に対して1人以上を、実態に合わせて、利用者2人に対して1人以上に引き上げること。夜勤の人員配置の基準となっている厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を見直して、夜勤勤務者の配置水準を引き上げることや、一人夜勤を解消することといふのがある。大変厳しい状況があるが、この人員配置をぜひ国として変えていただきたい。それから、財政状況が厳しいとあったが、財政状況は、今必要ない軍事費が5兆円以上使っている。必要でないものをこういう介護や看護師の部分に回せば十分やっていけるので、そうしていただきたいという陳情に賛成。

陳情第19号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

反対。賃上げをするだけで、将来にわたる人材の確保が、まず体制が強化できると考えにくいということ。子育てを本来終えた方の再雇用の仕組みをつくっていくべき。退職理由で結婚、出産、育児があるので、ちゃんと再雇用の仕組みをつくり、潜在的な看護師の活用、確保を図ることが必要である。そして、就業している看護師の定着と離職防止に重点を置いた対策をしっかりと進めていくべきだと考えている。人材確保、また看護の質を維持していくことは大切なこと。特定最低賃金の新設は難しい。陳情趣旨については理解できるが、全国適用の最賃の新設となると、さまざまなことを慎重に考える必要があると思う。

賛成。同じライセンスでありながら、働く地域により月9万円もの地域間格差の実態がある。本来公定価格であるべき診療報酬で看護師の労働に対する評価が公正にされるべき。地域間格差が大き過ぎ、看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしている。安全・安心な職員体制や医療、介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきで、この陳情に賛成。

陳情第20号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

反対。国では介護職員処遇改善加算を創設し、キャリアパス制度、キャリアパスの整備や職場改善に取り組む事業所の加算率を上げ、養護職員の賃金向上につながる施策を行っている。また、今年度10月からは新たに介護職員特定処遇改善加算を創設し、技能経験のある介護職員のさらなる処遇改善を行っている。職場環境を改善した事業所に加算される現行の仕組みが、一律に最低賃金を設ける場合と比べても、職場環境の改善や職員のやる気にもつながり、結果として介護の

質も向上すると考えるので、反対。人材確保は必要だが、特定最低賃金の新設は難しいと思う。陳情趣旨についてはよく理解できるが、全国適用の最賃の新設となると、さまざまなことを慎重に考える必要があると考える。

賛成。人員が少なく業務が過密を理由とし、介護の仕事をやめたいと考えたことがある人は5割以上にもなる。低賃金、過密労働の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化し、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態となっている。介護従事者の賃金底上げ、処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金を新設するという、この陳情に賛成。

陳情第21号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情。

反対。歯科医療は日々進歩しておりますが、新しい治療行為の多くが保険給付の対象とはされておらず、その高額を要する新しい治療が保険適用になると、被保険者の皆さんの保険料のさらなる負担増が懸念されるので、慎重に対応すべきと考える。また、この陳情は、本市の歯科医師会の先生方との連携がとれていない。

賛成。咀嚼能力が口腔機能を維持することが全身の健康や生活の質の向上に効果があり、医療費抑制にも役立つことが8020運動によって実証されている。深刻さを増す不況の中で、公的医療保険の患者自己負担がふえていることに加え、歯科医療は医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされておらず、患者の医療負担が大きく、歯科診療が受けにくくなっている。国や政府に対して患者の窓口負担を軽減するとともに、歯科の保険給付範囲を拡大し、国民が保険でより良い歯科医療を受けられるよう要望する陳情には賛成。

趣旨採択。陳情趣旨については大変理解できますが、高浜市内のほかの歯科医師の御意見も参考としたいため、現時点では趣旨採択とします。ここで、議案第89号に対し、継続審査の申し出の動議が出され、採決され、否決されました。

採決結果を申し上げます。

議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、挙手全員により原案可決。

議案第88号、議案第89号、議案第90号、挙手多数により原案可決。

議案第92号、挙手全員により原案可決。

陳情第14号、陳情第16号、陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号、陳情第20号、挙手少数により不採択。

陳情第21号は趣旨採択との意見があり、採決に当たり趣旨採択を入れてまいりました。

陳情第21号、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託された案件の審査結果であります。

詳細は、議会事務局に委員会記録がありますので御参照ください。

以上をもって、福祉文教委員会の委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

〔福祉文教委員長 神谷直子 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

〔「議長、16番」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 議案第89号について、動議を提出いたします。

本議案について、町内会では、この間総会が開催されていないため、町内会長から、市との協議の経過についての説明も町内会員へなされていません。また、大山会館を市から町内会が借り受け、運営することについては、町内会の総意となっていないことが関係者への聞き取り調査でわかりました。市は春日町町内会と大山会館廃止後の取り扱いについて、方向性が決まったと報告しております。しかし、これは市の一方的な見通しを述べているに過ぎず、大山会館廃止後に春日町町内会が管理を引き受けるか否かについては何ら決まっておらず、客観的に判断できるものではありません。

○議長（北川広人） 倉田議員に申し上げますけれども、動議の発議ですね。動議の発議は、今、何うと89号の継続審査を求める動議ということですから、それを取り上げるかどうかを皆さんにお諮りしないと提案することができませんので、よろしいですか。

○16番（倉田利奈） 高浜市議会会議規則にのっとり内規に従って議事を進めていただきたいと思っております。市と町内会会長とは……。

○議長（北川広人） 16番、倉田利奈議員。ですから、動議として取り上げてから発議をして、今言った継続審査を求める動議を、皆さんが上程していいですよという話になってから上程をしないといけないものですから……。

○16番（倉田利奈） 本会議で動議を再度発議してはいけないというものは全く載っていないので、今のこの動議については……。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時47分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を始めます。

ただいま倉田議員より、議案第89号の継続審査を求める動議が出されました。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立2名であります。提案者以外に1名ということです。

所定の賛成者を確認いたしましたので、本動議は成立いたしました。

ここで申し上げますけれども、継続審査については会議規則第102条により、「委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない」と規定をされております。

ただいま提案がありました議案第89号の継続審査については、議案第89号の付託を受けた福祉文教委員会の委員長報告において、議案第89号については可決の旨、既に報告を受けているため、委員会において閉会中もなお審査または調査を継続する必要性がないため、議案第89号の継続審査については、議題として取り上げないこととさせていただきたいと思いますが、御異議ございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北川広人） 御異議なしと決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

15番、内藤とし子議員。

[15番 内藤とし子 登壇]

○15番（内藤とし子） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論をいたします。

以下の5つの議案について討論いたします。

4つの議案はまとめて討論いたします。

議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について。

この4つの案件は、消費税が10%に引き上げられたことによって、使用料、手数料、公共駐車場代、廃棄物処理費、都市公園使用料などを引き上げるものです。日本銀行が13日発表した、12月の全国企業短期経済観測調査によると、企業の景況感を示す業況判断指数（D I）が大企業製造業でゼロとなり、前回9月調査から5ポイント低下しました。消費税の増税ショックは明白です。

このD Iゼロは第2次安倍晋三政権発足直後の2013年以来6年9カ月ぶりの低水準です。中堅企業や中小企業も低下しました。10月から安倍政権が強行した消費税率の10%への引き上げが景気を冷やしていることを浮き彫りにしています。消費税の税率を緊急に5%に戻し、国民の暮らし応援の対策を強めて、日本経済を立て直すことが急務です。日本経済の約6割を占めるのは個

人消費です。消費が活発になってこそ初めて企業の売り上げや生産、投資も活発になります。消費を活発にするには働く人の賃金を引き上げるとともに、消費税を減税し、家計の購買力を引き上げることが不可欠です。安倍政権になってから消費税率が4年半で2回も引き上げられ、社会保障の改悪等も相次いで国民を苦しめていることこそ、現在の日本経済低迷の元凶です。当面消費税率5%への引き下げや最低賃金の引き上げ、社会保障の充実を初め、暮らしを応援する政治の実現を求める世論と運動を強めましょう。

以上、反対討論といたします。

議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について。

本議案は、公共施設であった大山公民館、途中から大山会館としてあったのが、公共施設から外し、市が責任を持っていたのを、責任を外し、春日町管理運営に変更するものです。しかし、春日町の運営にすると言われますが、平成29年から春日町と協議してきたといわれる町内会長、元町内会長、一部の役員やOB、氏子会館長などの方たちとの協議をしてきた会議録、大山公民館、大山会館あり方検討会議を見ると、のり弁、要するに黒塗りの資料が出されました。高浜市が町内会に示した資料も黒塗りでした。安倍政権ではないのですから、こんなところでまねをする必要はありません。これで会議を行ってきたからと言われても、何をもって判断するのでしょうか。

さらに大山会館の説明会については、定期利用者説明会として限定利用者に説明会を2回行いました。1回は18分の説明会で閉会。もう一度は1時間の開催で説明会と質疑応答、参加者は11名、そのうち市議員3名。これで説明会は終了です。町内会の総会はいつ終わったのか、委員会で聞いてもはっきり終わったとの説明はありませんでした。町内会に入っていない人はどこで情報を知なのか。多くの人が利用している大山会館を定期利用者だけに説明を限定して、条例を通してから、閉鎖が決まったからと周知する予定とありますが、民主主義からいっても本末転倒ではありませんか。説明会に参加した方からは、「青少年ホームを壊すとき、かわりがあると言われたが、かわりの場所がなくて困ったあげくここに来たんだ」と言われました。高浜小のたかびあ地域交流施設ができたから、そちらに行ってもらおうと言われますが、大山会館は620平米、たかびあは150平米、広さから言ってもかわりにはなりません。

さらにメインアリーナ、サブアリーナはこれから建設するわけで、その間、利用者の使用する施設はなくなります。年間1万9,000人を越す方たちの施設はなくなります。それに体育センターはこれから解体に入ります。体育センターのかわりはサブアリーナになるわけですが、体育センターの7割の面積しかありません。こんな市民に不便ばかりかけている計画は大もとから見直すべきで、第89号に反対をいたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表しまして、議案第77号、78号、79号、82号、89号を賛成の立場で討論いたします。

まず、77号、78号、79号、82号ですが、この4議案ともに消費増税の引き上げに伴い、平成10年以来約20年ぶりに公共施設の使用料や手数料が見直されたものです。見直しは消費増税分だけではなく、最低賃金の増加による人件費も加味されたことで、実情にあった料金体系に近づいたものと考えます。もちろん公共施設はその使用料だけで運営することはできず、住民サービスという一面はありますが、多くの一般財源が投入されており、税の公平性の考えからも引き上げには賛成です。さらには、上げ幅の大きいものには30%の上限を課すなどの配慮が見られることから、この4議案には賛成いたします。

次に、議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、こちらも市政クラブを代表して賛成の討論をいたします。

この議案は、今後の財政を考えた上、公共施設管理計画にのっとり、総量圧縮の考えから大山会館のあり方を見直すものです。もちろん皆さん御承知のとおり、突然提出された議案ではありません。平成29年度から市と春日町町内会を中心とした関係者との間で何度となく協議が行われ、このたび春日町さんで町内会集会所として利用との方向性がまとまったとのことからの議案です。ここに至るまでには、私自身もここにいる議員さんの多くも、市当局からの報告だけではなく、みずから地域と培ってきた人脈で、大山会館について相談や提案、時にはお叱りを受けてきました。先日、福祉文教委員会で委員の質問でも再び確認されましたが、高浜市としては持たないとの方針の会館を何とかして残したい、何とかして使えないか、この多くの方々が調整された時間と努力と思いに報いるためにも、この議案には賛成です。

もちろんこの議決、そして春日町さんの総会後には、使い方についていろいろ詰めていくこともあるとは思いますが、まずは条例の廃止という手順を進め、新しい大山会館のあり方に期待し、賛成討論とさせていただきます。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第89号について、討論に参加させていただきます。

大山会館について、高浜市は町内会との協議がまとまるまでの当分の間、存置すると言っています。現在、春日町では役員会や総会も開かれず、町内会の班長を初め、理事、そして多くの春日町の住民が、大山会館が来年3月をもって廃止となることを知らない状況です。よって、市が言う協議がまとまったという状況にはなっていません。また、私のもとには、町内会が大山会館を管理することに反対する声が届いております。市が管理運営費を出せないと言っているのに、

一町内会が管理運営することは難しい。町内会の負担がふえ、その結果町内会費が高くなるので嫌だ。町内会役員の負担がふえるので、ますます役員のなり手がなくなる。このような状況で町内会の負担がふえるのであれば、町内会はやめざるを得ない。こうした声ばかり届くのも、高浜市が市民に対して説明会を開催せず、説明責任を果たすことをしてこなかった結果だと思いません。

春日町以外の高浜市民からも声が届いております。選挙の投票所や避難所として市が使えるようだが、都合のいいときだけ市が使用できて、何で私たちが使えないのか。ほかの場所で活動しろと言われても、活動する場所がない。市からもかわりにできる場所はないと言われた。大山会館の機能移転先であるたかびあでは、予約しても調整されてしまうので使えないときがあるから困る。中央公民館、そして勤労青少年ホームが解体され、その上大山会館まで使えなくなってしまえば、今までのように活動できなくなるのは明らかです。市は市民の自主的な活動を促し、援助する役割を果たすべきだと思いますが、これでは市民活動を妨害していると言わざるを得ません。公共施設総合管理計画のとおり大山会館を廃止すると言っていますが、この計画自体破綻しているので意味がありません。

また、大山会館は市の指定避難場所となっております。避難場所であれば市が責任を持って管理すべきで、任意団体に管理してもらうことは市の責任放棄と言わざるを得ません。よって、本議案に対して強く反対いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、14番、小嶋克文議員。

〔14番 小嶋克文 登壇〕

○14番（小嶋克文） 高浜市議会公明党を代表して、議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場から討論させていただきます。

大山会館、旧大山公民館は、高浜市公共施設総合管理計画において、高浜小学校にその機能移転が位置づけられております。全ての公共施設を維持するために建てかえたり、大規模な修繕をしたりすれば、多大な費用をかけることになり、財政破綻を招くおそれさえあります。長期にわたる財政の健全化を図っていくには、複合化や機能移転により総量圧縮に取り組んでいかなければなりません。とはいえ、長い間公民館として町内会等において利用されてきた施設であり、こうした事実は尊重をしなければなりません。町内会利用者等に理解を得るためには、丁寧な説明が必要です。公民館の廃止、機能移転等について、これまで市と町内会を初め関係者の間で話し合い、また説明会を持たれてきました。今回議案が提出されたことは、話し合いの結果、今後の方向性がまとまったことによるものであり、議案第89号には賛成いたします。

〔14番 小嶋克文 降壇〕

○議長（北川広人） 討論の途中ではありますが、暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時5分休憩

午前11時14分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算について反対討論を行います。

ページ59、3款2項2目保育サービス費、保育園管理運営事業、認定こども園整備費補助金9,802万4,000円が計上されています。これは2020年度、令和2年4月からの高浜幼稚園の認定こども園化及び民営化のために、社会福祉法人そらかぜが実施する保育室及び調理室の整備工事に対して補助するものです。市の説明は幼稚園の申し込みが減って、保育園の申し込みがふえてきたから、こども園化、民営化で解決するというものです。民営化に対する推進自治体、高浜市の狙いは運営コストの引き上げであることが明白です。幼稚園、保育園の運営費は一般財源化され、運営が厳しくなっていることは確かであります。民営化すれば国から幼稚園に、こども園に補助金が入ります。この民営化の流れに沿って進めているとしたら、国の民営化の方針に沿うこととなります。

民間の教諭、保育士の給与は公立の教諭、保育士さんより低いと言われます。長期間働いて専門家として経験を積むなどということは難しいものがあり、積み上げてきた専門性など、独自のものをなくすことにもなります。公立園として最低基準を守り、保育の質を高めてきた流れを逆流されるようなことがあってはならないと考えます。公立幼稚園、高浜幼稚園を民営化する方針である認定こども園化、こども園整備費補助金9,802万4,000円が計上されている本補正予算には反対をいたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算につきまして、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

主な補正予算は、主要新規事業といたしまして保育園管理運営事業、認定こども園整備費補助金が計上されております。高浜幼稚園の認定こども園化及び民営化のために社会福祉法人そらかぜが実施する保育室及び調理室の整備工事に対して補助を行うものであります。高浜幼稚園のこども園化により待機児童の発生などの諸課題に対応するとともに、安心して子育てができる環境

が整備され、高まる保育ニーズに対し柔軟に対応することが可能となります。令和2年4月開園に向けて計画的に進めていただけるための予算措置であると考えております。

また、債務負担行為補正として図書館機能移転支援業務委託料が計上されております。図書館機能においては公共施設総合管理計画に基づき、機能移転により既存施設への複合化、集約化を図ることとされております。令和2年度までにそのあり方を検討することとしていることから、移転先について、機能面、費用面など十分に調査し、移転候補先の施設改修やレイアウトプランなどの具体案を作成する必要があります。令和元年度末から令和2年度にかけては、移転準備に向けての重要な調査年度と考えます。

そのほか補正予算では、市制施行50周年記念事業として、テーマソング作成業務委託など、高浜市への愛着や魅力を十分に高めるきっかけとするとともに、来るべき来年度に向けての機運を高めていくものであります。よって、今回の補正予算案は、今をあしたにつなぐ意味でも必要な予算措置であることから、賛成とさせていただきます。

以上です。

〔1番 荒川義孝 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、8件の陳情に、日本共産党を代表して、賛成の立場から討論を行います。

陳情第14号 国に対して「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」の提出を求める陳情。

提出者は、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知保育団体連絡協議会会長、本田たみ代さんです。

本陳情について、ことしの10月から保育の無償化が始まりましたが、保育の質の確保など、子供の権利保障の観点から懸念されることとして、公立施設には無償化に対する国による財政上の補填はなく、財政力の乏しい自治体では公立施設の維持が難しくなります。また、体と心の発達に必要不可欠な、大切な給食を保育に必要な費用から除外することは、財政的担保をなくし、施設任せにすることで、問題があります。待機児解消については保育所整備費交付金の増額など、支援の拡充や必要な財政措置を行うなど、保育士職員と基準の改善や処遇改善など必要と考えます。

以上、この意見書の提出を求める陳情に賛成討論といたします。

陳情第15号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情。

提出者は、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知自治体キャラバン実行委員会、代表者、森谷光夫さんです。

また、16号も同じであります。

本陳情について討論いたします。

国保の改善について、全国知事会や全国市長会なども解決を求めているところであるし、国による財政支援を求める決議を行っているからとか、福祉医療制度については県の助成制度を上回って実施しているので、これ以上の拡大は慎重に考えるべきだとか、広い範囲にわたって要望が出されているが、あれもこれもの実施は無理であるので反対との意見が出されました。しかし、国保の改善については、法定外の繰り入れを行っている自治体もありますし、福祉医療制度については助成基準を上回っているから拡充をしないのではなく、実際、実施している自治体もあるし、自治体を実施することで拡充が進むこともあります。国の財政が厳しいため反対との意見もありましたが、大もうけの大企業が440兆円をため込んでいるにもかかわらず、法人税の実質負担率はわずか10%、中小企業は18%、この優遇税制を是正して安倍政権が引き下げた法人税率をもとの37%に戻すことで、6兆円から7兆円の財源を生み出すことができるのです。

以上、第15号に賛成討論いたします。

陳情第16号 介護・福祉など社会保障の施策拡充について。

安心できる介護保障について、介護保険料、利用料の減免制度を実施するという要望です。介護職員の処遇改善、利用者にとって危険を招きかねない一人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正して、要介護者の全ての人に障害者控除対象者認定書を送付してなど、暮らせる場としての小規模多機能の入所施設、休日にも対応できる通所施設を設置してなどという要望です。さらに、40歳以上の特定疾患、65歳以上障がい者について、一律に介護保険制度を優先することなく、本人意向に基づき障害福祉サービスが利用できるようにしてという、これは介護保険を利用しても、利用しにくいだけでなく、費用もかかるなど、介護保険サービスを優先することで問題が出てきているからです。おたふく風邪、ロタウイルス、子供や障がい者のインフルエンザワクチンなど、任意予防接種に助成制度をとということ、これも全て賛同できる案件であります。よって、賛成討論いたします。

陳情第17号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情。

陳情提出者は、名古屋市熱田区沢下町9-3、愛知県医療介護福祉労働組合連合会、執行委員長、渡邊 一さんで、この後20号まで同じ提出者です。

看護師の夜勤内実態調査では、2交代勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は4割を超えていました。勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が約5割、慢性疲労を抱えている看護師は7割を超え、4人に3人の看護師が仕事をやめたいと考えながら働いていると言われています。慢性的な人手不足があり、また、介護現場では長時間夜勤の割合は9割に及んでいます。そこで、夜勤交代制労働における労働環境を改善してという、安心の医療・介護の実現のため大幅増員を求める陳情ですが、これに賛成いたします。

陳情第18号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対して意見書の提出を求める

陳情。

特別養護老人ホームなどの人員配置基準を定めた条例を改正し、人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げることという、働く人が安心して勤められる職場でこそ、老人ホームの方たちも安心・安全に過ごすことができるのです。現在の利用者3人に対して1人以上を、実態にあわせて利用者2人に対して1人以上に引き上げること、夜間の人員配置の基準となっている厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げることや、一人夜勤は解消することという、非常に厳しい勤務スタイルを実施している施設など、改善を求める陳情です。これに賛同いたします。

先日、市内の施設でお年寄りが肩の骨を折る事故がありましたが、救急車を呼んで職員が着いていくと、残った職員の人数が足らなくなるので、朝まで待って、家の人に着いていってもらったという事故がありました。娘さんが施設の方と話し合ったとき、夜は人数が足らなくなるので様子を見てと考えたと言われたそうです。こんなことをいつまで放置しておくのでしょうか。このような事案がなくなるよう、この陳情に賛成し、賛成討論といたします。

陳情第19号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

同じライセンスでありながら、働く地域によって9万円もの地域間格差の実態があります。本来公定価格である診療報酬で看護師の労働に対する評価が公正にされるべきであるが、地域間格差が大き過ぎて看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。安全・安心な職員体制や医療・介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきで、この陳情に賛成いたします。

陳情第20号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。

介護の現場では人数が少なく、業務が過密を理由とした介護の仕事をやめたいと考えたことがある人は5割以上にも上がります。低賃金、過密労働の実態は依然として改善されておらず、人員不足を深刻化し、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。介護従事者の賃金底上げ、処遇の改善、人材確保と、体制強化を実現するため、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金を新設することという、この陳情に賛成をいたします。

陳情第21号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情。

提出は、高浜市屋敷町二丁目5-9、額田 協さんであります。

これは、保険でより良い歯科医療を受けられる措置を講ずるよう要望するというものです。咀嚼能力や口腔機能を維持することが、全身の健康や生活の質の向上に効果があり、医療費抑制にも役立つことが8020運動によって実証されています。しかし、深刻さを増す不況の中で、公的医療保険の患者自己負担がふえていることに加え、歯科医療は医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者の医療負担が大きく、歯科診療が受けにくくなっています。国や政府に対して、医療の窓口負担を軽減するとともに、歯科の保険

給付範囲を拡大し、国民が保険でより良い歯科医療を受けられるよう要望するというこの陳情に賛成いたします。

以上で賛成討論といたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、4番、神谷利盛議員。

〔4番 神谷利盛 登壇〕

○4番（神谷利盛） では、議長よりお許しいただきましたので、市政クラブを代表しまして、陳情第15号 福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての陳情について、3つの点から反対の立場で討論させていただきます。

初めに、国民健康保険制度の改善についてですが、改善策の一つとして、昨年度から国民健康保険制度の広域化に伴い、安定した国民健康保険制度を継続させるために、全国知事会、全国市長会を初めとするさまざまな組織から、国に対して財政支援を求める決議を行うなどの国による支援強化を求めている状態です。このような状況において、市単独で国民健康保険税の引き下げのために一般会計からの繰り入れを行うことは、市の財政を圧迫するのみならず、皆保険制度を維持させること自体、大きな影響を及ぼしかねません。

2つ目に、福祉医療制度については、高浜市においては全体的に県の助成基準を上回って実施されています。限られた財源の中においては、現行制度を維持させていくことが重要であると思います。

最後に、税の徴収、滞納問題については、陳情の中に法律で定める財産処分の全面禁止とも捉えかねない内容が一部含まれています。

以上の理由により、陳情第15号については反対とさせていただきます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

〔4番 神谷利盛 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第14号、16号、21号を市政クラブを代表して、反対の討論をさせていただきます。

14号、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化において、3歳児以上では主食材及び副食材の給食食材費が実費徴収となっています。今回の無償化の制度は消費税増税を財源として、子育て家庭の負担を十分に軽減する制度となっており、低所得者においては副食代を免除する配慮もなされています。以上のことより、本陳情には反対します。

続いて16号です。

安心できる介護保障について。

第7期の介護保険料については、基金の取り崩しを見込んで算定されており、所得段階は県内トップの17段階、また、低所得段階の倍率も国の基準以下に設定しており、低所得者への対応はしっかりとされています。よって、この陳情には反対します。

続いて陳情第21号です。

歯科医療は日々進歩しておりますが、新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていません。その高額を要する新しい治療が保険適用となると、被保険者の皆さんの保険料のさらなる負担増が懸念されますので、慎重に対応すべきものと考えております。また、この陳情は本市の歯科医師会の先生方と連携がとられていないこともあり、本陳情には反対いたします。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（北川広人） 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し、陳情第17号、18号、19号、20号の4件の陳情に対して、反対の立場で4件合わせて討論をさせていただきます。

提出されたこれら4件の陳情には、介護、そして看護従事者の負担軽減や賃上げ、また、増員することが書かれております。医療や介護の現場において、現状、人手不足というのは理解しておりますが、介護・看護従事者の仕事に対する考え方や生活環境、ワークスタイルも人それぞれであり、退職理由もそれぞれ違いがありますので、労働環境改善のために、ただ賃金を上げて人を確保するというだけでは一過性のばらまき施策にすぎず、今後の抜本的な改善にはつながらないと考えております。

国においては、介護分野、医療分野もさまざまな会議・検討も行われており、処遇改善施策も出されております。ただ、安直に国費の投入をしても、利用者の負担軽減、また、それを支える国民の負担軽減にもつながらないと考えております。また、この考えだけのままで人員配置を変えることも、さらにサービスの低下を招く要因となると懸念されます。そして、提出団体独自の調査結果も記載されておりますが、割合だけが書かれており、どのくらいの人数の従事者を調査し、どのくらいの人数の従事者がしっかりと回答をしたのか、実数の記載がされていないところもありますので、これらを踏まえて、これらの陳情には反対とさせていただきます。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（北川広人） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第77号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 高浜市都市公園条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第86号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第87号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第88号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例及び高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

〔8番 黒川美克 退席〕

○議長（北川広人） 8番議員が退席されましたので、ただいまの出席議員は15名です。

次に、議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

〔「議長、12番」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 12番、鈴木勝彦議員。

○12番（鈴木勝彦） ただいまの89号可決に伴い、議員提案として附帯決議を出したいと思っておりますので、最終日に日程調整をお願いしたく、議会運営委員会の開催をよろしくお願ひしたいと思っておりますので、休憩を求めます。

○議長（北川広人） ただいま12番、鈴木勝彦議員から休憩の動議が出されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時53分再開

〔8番 黒川美克 復席〕

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 休憩中に議会運営委員会を開催し、ただいま議決されました議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止についてに対して、議会として附帯決議を行うことを協議した結果、所定の賛成者がありましたので、本日日程を追加し、直ちに議題とすることに決定しましたので、報告いたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、議会運営委員長の報告のとおり、決議案第2号として日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号 議案第89号「高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」に対する附帯決議の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それではここで、提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番（神谷直子） 議長のお許しをいただきましたので、議案第89号「高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」に対する附帯決議案を、提出者を私、神谷直子、賛成者として、荒川義孝議員、杉浦康憲議員、神谷利盛議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、柳沢英希議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、以上の賛成者をもって提案をさせていただきます。

附帯決議案の案文をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

令和元年12月定例会に上程された「議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」は、議案の上程に当たり、「公共施設総合管理計画に基づき、大山会館を廃止するものである。廃止後の施設については、地元町内会との協議により、市が無償貸付し、町内会が管理を行っていく予定である」との趣旨の説明があったところである。

大山会館（旧大山公民館）は、公共施設総合管理計画において、複合化や機能移転等により総量圧縮を図る施設に位置付けられている。平成31年4月には、高浜小学校等整備事業の推進により地域交流施設の一部が供用開始され、大山公民館の機能についても移転したところである。

平成30年9月定例会における議案第63号「高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の制定について」の審議においては、「大山公民館の公民館機能は地域交流施設に移転するが、春日町町内会との協議がまとまるまでの当分の間、存置する」との説明があった。春日町町内会との協議は平成29年度から行われてきたが、このほど方向性がまとまり、町内会からは「高浜市議会において大山会館の廃止が議決された場合には、町内会集会所の用途として、公共的・公益的な目的での建物活用に向けて、町内会の理事会や総会等に諮っていきたい」との意向を伺っている。また、大山会館の主な利用者に対しては、昨年度と今年度、施設の今後の方向性に関する説明会が開催され、代替施設の提案や相談等に応じるなどの対応が行われている。

そこで、公共施設総合管理計画の着実な推進による財政負担の軽減及び春日町町内会の長年にわたる検討を無に帰さないようにするためにも、本定例会における本議案の可決が不可欠である。については、本議案の議決に当たり、以下の件について着実に遂行されることを決議する。

1 春日町町内会の意向の尊重

「大山会館を町内会集会所の用途として活用していきたい」という春日町町内会の意向を尊重し、町内会の意向に沿った活用の配慮に努めること。

2 主な利用者に対する対応

大山会館の主な利用者に対して、引き続き地域交流施設（集会室・和室）を初めとする各公共施設などを代替施設として紹介するなど、丁寧な対応を行うこと。

また、一般市民に向けては、広報やホームページで閉館周知を行うこと。

3 避難所機能の確保

春日町町内会が大山会館を活用する場合にあっては、市の指定避難所機能も確保すること。

令和元年12月18日 高浜市議会

以上であります。全議員の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（北川広人） これより決議案第2号に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

決議案第2号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。したがって、決議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより決議案第2号に対する討論を行います。

反対討論を求めます。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、反対討論をいたします。

私は、議案第89号に反対の立場であり、住民合意を得ずにこのような大山会館を春日町町内会が運営することを前提、ありきとして進める、このような議案を決めることに反対するとともに、附帯決議は何ら強制力はありませんので、賛成できません。

以上です。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

5番、岡田公作議員。

〔5番 岡田公作 登壇〕

○5番（岡田公作） 議長より発言の許可をいただきましたので、議案第89号 高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止についてに対する附帯決議案につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、公共施設の再編は人口構造の変化や財政見通しを踏まえると、全ての施設をそのまま維持し続けることは困難であるため、学校の建てかえ等にあわせて機能を複合化、集約化していく、かつ教育や介護など、さまざまなサービスを今後も維持し続けていくためには、今を生きる私たちが将来世代のために着実に推進していくことが不可欠であります。今回の大山会館の廃止はこうした基本的な考え方のもと、公共施設総合管理計画や、公共施設推進プランにのっとり、計画的に進められたものであります。

こうした中、春日町町内会におかれましては、大山会館について、市で特段の活用予定がないのであれば、町内会集会所の用途として公共的・公益的な目的で活用していきたいとの思いから、長きにわたり検討を重ねられてきたと伺っております。同時に、町内会が幾ら建物を活用したいと考えていても、大山会館の公の施設としての廃止が市民の代表による意思決定機関である議会において可決されなければ、活用することはできないといった声もお聞きしております。これまで、長年検討を重ねられてきた町内会役員の皆様方におかれましては、本日のこの議決を待ち望んでおられたのではないかと思います。今後、町内会の理事会や総会において活用に向けた手続がとられていくことになるとは思いますが、平成29年度からの長きにわたる検討を無に帰さないようにするためにも、当局におかれましては、町内会の意向を酌み取り、活用に向けた配慮をぜひともお願いいたします。

また、閉館となれば、現在、大山会館を利用されている方には別の施設へ移っていただかなく

てはなりません。月1回以上利用されている件数が全体の9割強とのことで、昨年度と今年度、月1回以上利用されている方を対象とした説明会が既に行われているとのことではありますが、利用者の皆様方の活動に極力支障が生じないように、代替施設の紹介など、引き続き丁寧な対応に努めていただくことを求めます。そして、地元にお住まいの皆様にとっては、避難所が今後どうなるのかが大きな関心事であると思います。当局からの答弁にもありましたが、躯体としては緊急に修繕を要する状態ではない。そして、春日町町内会が建物を活用される場合に当たっては、市の指定避難所機能は確保していくとのことでありました。この点について地元の思いを酌み取り、しっかりと指定避難所機能の確保に努めていただきたいと思います。

以上の点から、本附帯決議案につきまして賛成をいたします。

〔5番 岡田公作 降壇〕

○議長（北川広人） 反対討論を求めます。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 私は議案第89号に反対の立場であり、附帯決議は大山会館を春日町町内会が運営することを前提とし、また、災害時の避難場所について、市の責任を春日町町内会に転嫁する内容となっております。附帯決議は単なる議会の希望として提出することしかできず、法的な拘束力がないため、高浜市はこの附帯決議に従わなくてもよくなります。よって、決議案第2号に反対いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

6番、柴田耕一議員。

〔6番 柴田耕一 登壇〕

○6番（柴田耕一） 議長より発言の許可をいただきましたので、決議案第2号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

大山会館は避難広場に指定されている大山緑地内にある、本市で最も高台にある施設であります。公共施設管理計画においては、複合化や機能移転等により廃止施設となっております。しかしながら、「大山会館を町内会の集会所、公共的、公益的な目的として活用していきたい」との春日町町内会との協議を受け、町内会の意向を尊重するとともに、非常時においては地域住民の避難所としての機能等も、市として確保することとあります。よって、この附帯決議はまちづくりの拠点活動の場所とするとともに、地域住民の風水害等の避難所としての確保になることから、この決議案につきましては賛成といたします。

〔6番 柴田耕一 降壇〕

○議長（北川広人） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

12時が過ぎましたけれども、お諮りいたしますが、このまま会議を続けてよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北川広人） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

決議案第2号 議案第89号「高浜市大山会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」に対する附帯決議について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

[8番 黒川美克 退席]

○議長（北川広人） 8番議員が退席されましたので、ただいまの出席議員は15名です。

次に、議案第90号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

[8番 黒川美克 復席]

○議長（北川広人） 次に、議案第91号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 令和元年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 令和元年度高浜市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

陳情第21号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決していきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、陳情第21号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いをいたします。

陳情第14号 国に対して「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第15号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第16号 介護・福祉など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第16号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第17号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第17号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第18号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第18号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第19号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第19号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第20号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、

福祉文教委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第20号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第21号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立多数であります。よって、陳情第21号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第2 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題とします。

議会改革特別委員会にて、調査、研究、検討されております今後の議会及び議員のあり方につきまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会改革特別委員長、杉浦康憲議員。

[議会改革特別委員長 杉浦康憲 登壇]

○議会改革特別委員長（杉浦康憲） それでは、議会改革特別委員会を開催しましたので、現在の途中経過と要旨の中間報告をさせていただきますと思います。

まず、高浜市議会業務継続計画、BCPについて。

議会BCPについて、組織変更や災害対応初動マニュアル等の変更に伴い、議会BCPを修正し、決定いたしました。

次に、議会ICT化の取り組みについて。

前期からの持ち越し議題であり、仕組みが整備されていないのに導入しても効果がないとの意

見から持ち越されてきました。議長から、既に当局もタブレット導入を進めており、議会でも導入に向けて議会ICT化に関する範囲やルール、スケジュール、予算等を検討してほしいとの意見があり、議会運営委員会を経て導入に向けて議論が始まりました。

ICT推進グループ、議会事務局の協力のもと、議会ICT化の範囲については、第1段階のタブレット導入に伴うペーパーレス会議、第2段階のグループウェアの導入によるタブレットによる各議員のスケジュール及びメール管理まで。また、導入されれば、議場での活用はもちろん、外での政務活動、中でもタブレット通信費を含め使用するため、議員負担が議論され、タブレットのリース料、通信費の額の一定数を議員個人で負担することに決定しましたが、その金額等についてはまた議論していくことに。

また、使用に際しての議会内外でのタブレット端末機器使用基準についても決定しました。そして、先日、議員研修にてタブレット実機を体験し、導入に向けて準備は進んでおります。

高浜市議会ホームページについて。

高浜市議会のホームページに、議員紹介のページには、各議員の電話番号、メールアドレス等の掲載がない。近隣市では電話番号、メールアドレス、ファックス番号も掲載されているとの意見が事務局に寄せられました。これにつきましては、現在、各議員が掲載可とした項目が掲載されています。

次に、政務活動費について。

政務活動費の運用基準について、その中でも広報紙に利用する場合のルールづくりについて議論されました。

委員会では、上記の活動または市の施策以外の内容が記載されていた場合は、経費のうち合理的に説明できる割合、または2分の1を上限とする適切に案分した額とする。または、広報紙等にかかわる経費の支出については見合わせるのとこととで意見が分かれておりました。政務活動費に対する市民の目が非常に厳しくなっていることや、留意事項の2分の1の部分は、中身をどうやって精査するのか、見る人による見解の相違があるため判断基準を決めかねることから、広報費は政務活動費の支出として認めないとの採決をいたしました。

次に、議員定数の見直しについて。

委員より、今般の選挙を受けて議員定数の見直しをしてほしい。まずは、議員定数をふやすのか、減らすのかを皆さんで議論するのではなく、委員会の構成、報酬等、こういった形で議員があるべきなのか、そしてまた、地域自治のあるべき姿を議論していくべきとの提案がありました。いきなり減らすだとかふやすとかの話ではないとの意見や、新人議員もおり、議論は時期尚早ではとの意見もありましたが、この1年で決めるのではなく、次の改選に向けてしっかり議論していきたいとのことにより、議題として取り上げることに決定しました。今後は定数の増減ありきではなく、議員の仕事、議会の仕事、委員会の仕事、待遇など、問題点や課題を洗い出し、議

会のあり方をもう一度考え直した上で、議員の定数が多いのか少ないのか、現状のままでいいのかという方向で議論していきます。

そのほかにも、議場への配付資料の基準について、議長の議事整理権に関することであるので議長裁量であるが、議会ICT化の中で検討していく。

本議会での傍聴について。

高浜市市議会傍聴規則の規定どおり39席を配置する。

以上、これらの案件が委員会で議論された主な案件です。

なお、詳細については議事録を御参照ください。

〔議会改革特別委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（北川広人） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長（北川広人） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和元年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月28日から本日18日までの21日間にわたり開催をされました12月定例会におきまして、私どものほうから提案をさせていただきました承認1件、諮問1件及び議案20件につきまして、全案件とも原案のとおり御承認、御意見、あるいは御可決を賜り、ありがとうございました。失礼いたしました。議案としては19件でございます。

審議の過程でいただきました御意見・御提案に関しましては、今後の予算執行及び現在進めております令和2年度の当初予算編成の参考とさせていただきます。

今月の4日、アフガニスタンで30年以上にわたり人道支援活動を行ってきた医師、中村 哲さんが現地で命を落とされたのは非常に残念なことでございます。中村医師は医療活動にとどまらず、人々の病気の背景には食料不足と栄養失調があることから、戦争や干ばつで砂漠となってしまった農地の回復に力を注いできました。100の診療所より1本の用水路が必要だと訴え、みずから重機を操り、図面を引き、井戸や用水路、農場を建設してきました。近年はアフガニスタンの人々が、自分たちで用水路を建設できるよう、技術者の育成にも取り組んでいました。一時的な支援ではなく、そこに暮らす人々がみずからの手で次の世代へ幸せをつないでいくための、まさに真のまちづくりでありました。その志が引き継がれ、アフガニスタンの人々が安心して暮らせる日が訪れることを願ってやみません。

本市においては来年市制施行50周年を迎えます。中村医師のまちづくりへの情熱に思いを寄せ、改めて本市のこれまでの50年の歩みを大切にし、この先50年、100年、さらにその先へと、本市で暮らす人々の幸せをつないでいくまちづくりへの決意を新たにいたします。

最後になりますが、ことしも残すところあとわずかとなりました。間近に迎えます新しい年が、本市にとりましても、また皆様にとりましても輝かしい飛躍の年になりますよう御祈念を申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（北川広人） これをもって令和元年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る11月28日以来、21日間の本日までの間、議員各位には終始御熱心に御審議をしていただきましたこと、まことにありがとうございました。本日ここにその案件を全て議了することができました。閉会をすることができましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

年末に向けていよいよ寒さも一段と厳しくなるかと思えます。皆様におかれましてはお体を御自愛をいただきまして、よりよい新年をお迎えされることを御祈念を申し上げます、閉会の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

午後0時27分閉会
